

福彩支援ニュース 第27号

2019.12



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

10/9 第27回期日・原告側意見陳述

「復興が順調に進んでいる」
などとする、実態とかけ離れた
東電主張への
原告側反論を陳述



▼次回期日(第28回)

2019年 **12/25** (水) **14:00**開廷

★ 傍聴希望の方は13:30までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第27回期日(2019/10/9)報告

福彩支援事務局

福彩訴訟への変わらぬご支援をありがとうございます。10月9日の福島原発さいたま訴訟第27回期日には、37名の方が傍聴に足をお運びくださいました。

第27回口頭弁論では、双葉、浪江、富岡の各町において、被告東電が各地域の被害がさほどでもないかのように復興が順調に進んでいるなどとする主張への、原告側の反論が陳述されました。

原発事故は、各町が有史以来築いてきた財産・文化・地域社会に対して壊滅的な被害を及ぼしました。豊か

な自然の恵みと、それと共に、町民一体となって行われていた春夏秋冬の行事、祭り。それらは全て奪われました。避難指示が解除されたとしても「戻れない」「帰還しない」とする回答は年々増え、実際に避難指示が解除された地域でも、帰還は一部にとどまります。避難指示・解除区域、賠償額の格差、なお高い放射線量。地域の分断、軋轢が生まれ、地域のアイデンティティが失われ、復興と呼ぶには程遠い現状を、様々な調査データを根拠として示しました。

2014年5月21日に福井地裁で下された大飯原発差し止め判決で、原発停止による「国富流出」などという主張に対して言い渡された、「国富とは、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることであ

り、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」という言葉を改めて思い返します。

報告集会では、事故後継続して避難された方々に対するアンケートを実施されてきた早稲田大学の辻内先生のゼミの学生も参加してくださり、裁判の感想を話していただきました。

避難者のアンケート調査結果を分析しているゼミ生は「調査のジレンマを感じています。避難者の状況はだんだん厳しくなっているのに、回答率がだんだん下がっています。回答率があまりにも低くなると、調査・分析の信憑性に影響が出てくる。これからどうやってそんな状況から抜け出すか。わたしたちも考えていかなければなりません」と切実に語りました。

また、本訴訟の呼びかけ人のお一人で、葛尾村で郵便局員として長く勤務し、詩人として知られる小島力ちからさんの近況について支援者から報告がありました。小島さんは、高齢のうえ病もあって避難先の東京都武蔵野市から郡山に移られたとのこと。支援者が福島で目にしたのは住民同士の分断であり、また耳にしたのは「何より辛いのは、忘れられること、忘れさせられること」という声だったそうです。

本訴訟の呼びかけ人の被害者が諦めることなく、希望をつなげるために、被害が忘れられていく現状のおかしさを打開しなくてはなりません。

今後、裁判は、原告の被害立証へと移っていきます。この裁判へ多くの皆様のご関心とご支援をいただけますよう、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

次回福島原発さいたま訴訟期日は、12月25日(水)午後14:00 さいたま地裁です。ぜひ、足をお運びください。

【次回以降の期日のお知らせ】

★第28回期日 → **12月25日**(水)午後**2時**開廷

★第29回期日 → **3月25日**(水)午後**2時**開廷

「公正な判決を求める署名」は2019年末までに一万筆を達成し、裁判所にさらなる原告支援の意志を示したいと考えています。

ご協力をお願いします。署名はこちらから。

→ <http://fukusaishien.com/archives/549/>

代理人意見陳述

2019年10月9日 福彩訴訟第27回期日

平成26年(ワ)第501号ほか 損害賠償請求事件

原告 29世帯 96名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉廣 慶子 外

原告第62準備書面について

本書面は、原告らが本件事故前に生活し、本件事故で被害を受けた自治体のうち3町(双葉町、浪江町、富岡町)について、事故後の変貌及び現況を明らかにするものです。

本件原発事故は各地域が有史以来築いてきた財産・文化・地域社会に対し、有形無形の被害を与えました。被告東電は、あたかも各地域の被害が実際にはさほどでもなく、その復興が順調に進んでいるかの主張を準備書面において縷々展開しておりますが、原告第62準備書面では、この被告東電の主張に対し、まず原告らのうち13世帯が居住していた3自治体について、反論を述べるものです。

1 双葉町

(1) 原発事故前の双葉町の状況

世帯番号3, 14, 21, 22, 23, 24, 25, 26及び27の原告らが、原発事故発生まで暮らしていた双葉町は、明治時代に発足したかつての新山村、長塚村が合併し、名称変更を経て現在の名称となったものです。

双葉町は、福島県浜通り地方のほぼ中央に位置し、東に太平洋、西に阿武隈山系がのぞみ、町民は海と山にいだかれた自然豊かな環境の中で季節の変化を十分に満喫しながら毎日の生活を送ることができていました。

また、ダルマ市と呼ばれる地域固有のお祭りをはじめとして、春夏秋冬それぞれに町をあげた行事が盛んに行われており、双葉町の町民はみな、一つの家族であるかのような一体感を感じながら生活を送ったものでした。



(2) 双葉町の現状

このような充実した生活を送る中で原発事故は起きました。双葉町は、原発事故の発生により全域が警戒区域に指定され、町民は強制的に避難をさせられました。その後も、双葉町の大部分が帰還困難区域に、一部の地域が避難指示解除準備区域に再編され、現在においても依然として全域にわたり避難指示が解除されないままです。

双葉町への立入りは制限されており、原則として事業活動を再開することはできません。一時立ち入りの際に利用することが想定されるガソリンスタンドがわずか2軒再開しているだけです。農業も再開の目処は立っておらず、医療機関もすべて閉鎖されています。

町内にあった幼稚園、小中学校は避難先で授業を再開したものの生徒数は以前の1.6%に激減しています。地元の双葉高校は、夏の甲子園出場も果たした野球の強豪校ですが、休校を余儀なくされてしまいました。

(3) 町民の帰還意思

2018年10月から11月にかけて行われた「双葉町住民意向調査」によれば、61.5%の町民が避難指示解除後であっても「戻らないと決めている」と回答しています。この数字は、年々上昇している傾向にあります。これに対し、「戻りたいと考えている」という回答は全体の10.8%にすぎず、戻りたいと回答する割合は年々減少傾向にあります。若年層ほど帰還意思が低

く、町の復旧に期待が持っていないことや放射性物質による健康不安を感じていることが分かります。

(4) 空間放射線の推移

実際に、双葉町の空間放射線量については、航空機モニタリングの結果によっても、町内に設置されているモニタリングポストの測定値によっても、依然として町内で年間1mSv (毎時0.23 μ Sv) を超える高い放射線量が観測されています。地点によっては、毎時5.0 μ Svを超える放射線量も記録されています。



(5) 農地土壌の汚染状況及び除染状況

町内の農地土壌汚染の状況も、なお深刻であり、大部分が帰還困難区域である双葉町ではほとんど除染も進んでおりません。

(6) 地域アイデンティティの喪失の危険

今まで述べてきたように双葉町の復興はほとんど進んでおりません。原発事故により、双葉町民は福島県内外に分散することを余儀なくされ、全国各地に散り散りになってしまっています。仮に避難指示が解除されたとしても、帰還が思うように進むとは考えられません。双葉町が長い歴史をかけて培ってきた、町民同士の家族のような密接な関係性を取り戻すことは非常に困難な状況と言わざるを得ません。

2 浪江町

(1) 原発事故前の浪江町の状況

世帯番号1, 2, 及び13の原告らが、原発事故発生まで暮らしていた浪江町は、高度経済成長期に基盤整備が進み、昭和の後半期以降、双葉郡の中心的役割を果たしていました。原発事故前の人口は2万人を超え、浪江町は一層活気づくことが期待されました。

浪江町は、阿武隈山系の津島五山を始め、いくつもの山々が連なり、高瀬川溪谷は四季折々の自然の美しさを彩りました。町内も緑が豊かで丈六公園の桜や大聖寺のアカガシ群などの名所もありました。

また請戸漁港を中心とした漁業や東北随一の鮭の狩場であった泉田川のヤナ場もあり、海や川にも恵まれておりました。

このように浪江町は、全国でも有数の豊かな自然環境に恵まれた地域だったのです。

(2) 浪江町の現状

2017年3月31日、浪江町は帰還困難区域を除く区域で避難指示が解除されました。しかし、浪江町の全面積の約80%を占める帰還困難区域では、依然として避難指示が継続しています。

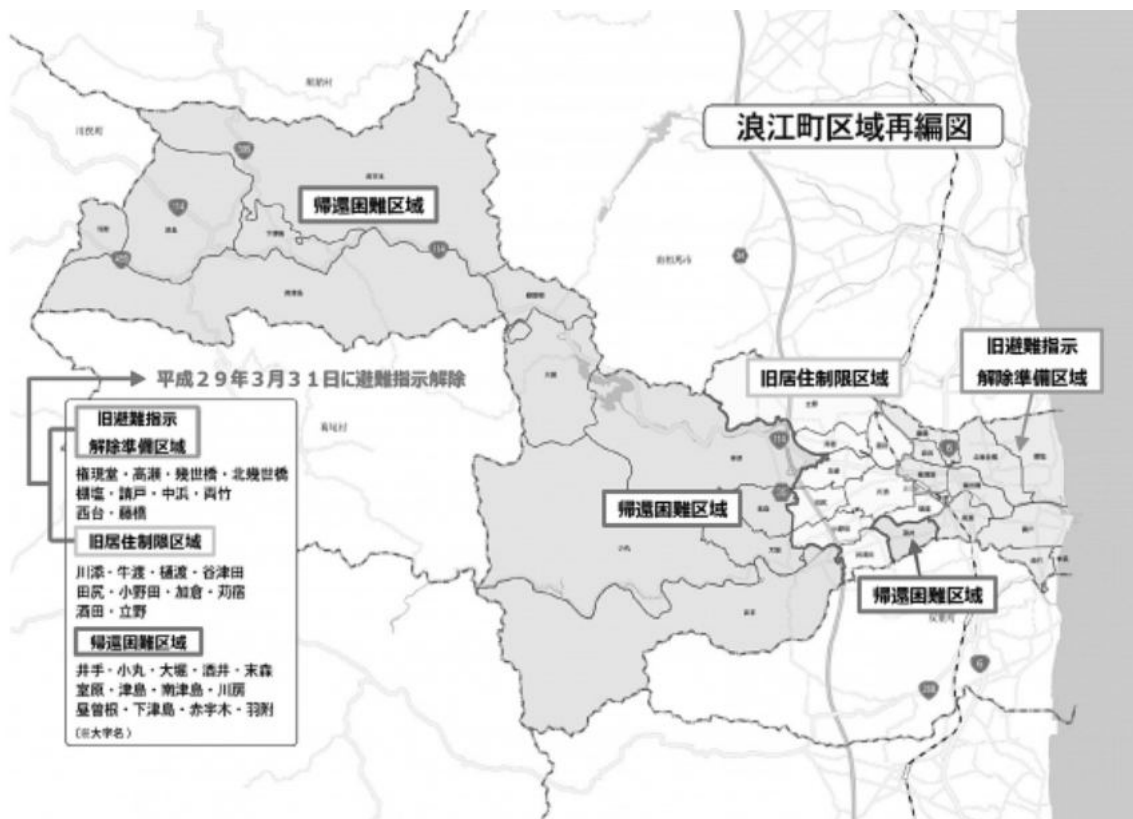
避難指示が解除され、2年が経つ現在においても町民の帰還は進んでいません。2019年8月現在の浪江町の居住者数は1126人であり、事故前の総人口の約5%程度にすぎません。しかもこの数字は、帰還した人の実数ではなく、事故当時浪江町で生活していなかった人(除染の作業員等)の数字を含むものです。

農業の再開率は面積ベースで約0.4%であり、大規模農家を営んでいた世帯番号13の原告を含め、ほとんど農家の帰還は進んでいません。

小中学校の児童生徒数は、再開後はわずか10数人程度であり、原発事故前の約1700人に比べれば、ほとんど帰還が進んでいないことは明らかだといえるでしょう。

(3) 町民の帰還意思

2018年10月に行われた「浪江町住民意向調査」によれば、およそ50%の町民が「帰還しないと決めている」



と回答しています。帰還しない理由は、町内の復興状況に言及するものが多く、原発の安全性など健康に関わるものや他の住民が戻っていないことへの言及も少なくありません。避難指示が解除されてもなお、原発に対する不安や地域コミュニティが破壊されたことに対する喪失感が消えることはないのです。

(4) 空間放射線量の推移

原発に対する不安は浪江町の空間放射線量からすれば当然生じる不安です。浪江町の空間放射線量は、町内に設置されているモニタリングポストの測定値によれば、**広範囲かつ複数の場所で非常に高い放射線量が観測されています**。除染が進んだ町の中心部の一点をとらえて放射線量が低いなどと言うことは失当というほかありません。



(5) 農地土壌の汚染状況及び除染状況

町内の農地土壌汚染の状況も、放射線障害防止法上の管理区域として立ち入り制限がなされる基準を超えるものです。農地の除染は、農業を再開するほどには至っておらず、森林の除染に至っては、町内の森林面積の約3%にすぎません。極めて限定的な範囲でしか除染は行われていないと言うほかありません。

(6) 復興状況

原発事故後の浪江町の事業者数は、令和元年7月時点で143事業者が事業を再開しています。しかし、これは事故発生前の1割程度の事業者にしかなしません。事故発生から8年が経過しても、わずか1割程度しか事業活動を再開していないのです。そればかりか、教育機関、医療施設、公共交通機関など、その他の社会基盤の整備もまだまだ進んでおらず、復興と呼ぶには程遠い状況であることに変わりありません。

(7) 地域アイデンティティの喪失の危険及び地域の分断

そして、浪江町に帰還している者は一部にとどまる一方で、新規住人が多く居住するようになったために、従来の町民同士の気兼ねのない交流は失われてしまいました。

また、浪江町は、避難指示区域の再編により地域の分断がなされ、地域ごとに賠償額の格差が生じてしまっています。そのことが町民同士の軋轢も引き起こすことになり、かつての町民同士の姿を取り戻すことがより困難になってしまっているのです。

その上、有害鳥獣の増加という原発事故前には見られなかった問題も生じており、現在の浪江町はかつての浪江町の姿とは一変してしまっているのです。

3 富岡町

(1) 原発事故前の富岡町の状況

世帯番号5の原告らが、原発事故発生まで生活していた富岡町は、福島県浜通り地方の中央付近に位置し、古くから浜通り地方の交通の要衝としての役割を果たしていました。

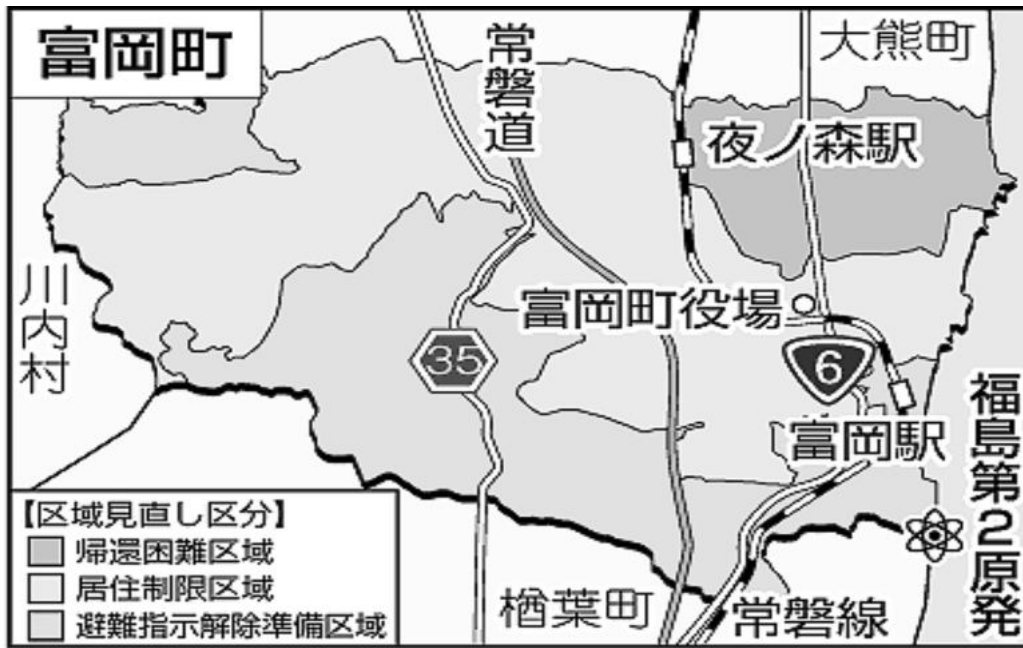
町内にあるJR夜ノ森駅の周辺には、長年にわたって住民が植えてきた多くのソメイヨシノやツツジの木々が育ち、花の季節になるとその見物に訪れる多くの観光客で、地域は賑わったものでした。住民は川釣りや川遊びに興じ、また灯籠流しや花火大会等の行事を毎年楽しんでおりました。

また、産業においても、富岡町は双葉郡の8町村では最多の事業所数、従業員数を誇り、商業や農・漁業も含め、浜通り地域の中心的な存在でした。

(2) 富岡町の現状

富岡町は、町を二分、三分するような形での避難指示の変遷を経た後、2017(平成29)年4月1日付で町の一部について、避難指示が解除されました。しかし、現段階でも、世帯番号5の各原告らの住まいがあった地域を含む、町の人口の30%が居住していた地域が、未だに帰還困難区域として、避難指示が解除されないままにあります。

避難指示が解除された地域においては、官公署や商業施設等の活動が再開されたとのことですが、かつて16,000人あまりを数えた町内人口は、2018(平成30)年12月の時点でも800人程度に過ぎず、その多くには官公署等の再開に伴う単身赴任者が含まれていると



(福島民友新聞ホームページより抜粋)

みられます。

帰還が少数に留まっていることは、小中学校の児童生徒数からも如実に認められ、原発事故前には1,500名以上を数えた児童生徒数は、現段階ではおよそ20名程度に過ぎません。

多くの観光客を集めたソメイヨシノの並木道は、その大半が今でも帰還困難区域内にあります。夜ノ森駅構内のツツジは、すべて伐採されてしまいました。

(3) 町民の帰還意思

2018年8月～9月に実施された「富岡町住民意向調査」によれば、原発事故時点で富岡に在住していた町民の計66.5%が、「戻りたいが戻ることができない」、あるいは「戻らないと決めている」と回答しております。その割合は避難指示解除後、むしろ上昇しています。これに対し、「戻りたいと考えている」回答は、すでに戻った者とあわせても15.1%に過ぎません。これらの人々の多くが、「原発の安全性への不安」「医療環境への不安」「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにない」「他の住民も戻りそうにない」等、廃炉に向かっている原発に対してもなお拭えない不信や、地域社会の破壊・機能不全への不安を根本に抱いたままとなっているのです。

(4) 空間放射線量の推移

富岡町の空間放射線量は、富岡町が公表している町内各地の測定値によっても、また、町内に設置されて

いるモニタリングポストの測定値によっても、年間1 mm Sv (毎時0.23 μ Sv) を超える地点が多々見られる状況のままです。



(5) 農地土壌の汚染状況及び除染状況

また、町内の農地土壌汚染の状況も、なお当該地域からの避難が合理的とされるレベルに留まっているものとみられる状態にあります。被告東電らが言う除染も、農業を本格的に再開できるようなレベルまでの実施はされておらず、こと森林区域に至っては、町内の全森林面積の20%にも満たない地域で実施されたに過ぎません。除染残土も、フレコンバッグに詰められ山積みになって、多くが依然としてそのまま残されています。

(6) 復興状況

原発事故後、現時点における富岡町の産業は、商業、

工業、農業、漁業のいずれにおいても、原発事故前の水準との比較はおろか、統計資料上全く数字が出てこないような状況のままにあります。

被告東電が復興状況として事業再開した商業施設について主張していますが、1施設でしかなく規模が限られている上、開業時間も短時間である等、その機能はきわめて限定的なものに留まっています。

医療施設も再開はしたものの、利用者が極めて少ない状況が続いています。

(7) 町の災害復興計画の修正

大多数の住民が帰還しない意向であるという現実を踏まえ、富岡町は、平成24年9月にいったん策定した災害復興計画を、平成27年6月に修正しました。すなわち、帰還政策を柱とするものから、帰還をしない、また今は帰還を判断しない(出来ない)住民も含めて、町としてのつながりを維持して行くという発想に基づくものへの変更です。この復興計画の修正は、富岡町が、諸産業の水準を原発事故前に回復することは不可能であることを前提に、避難解除がされたとしても、今後町が、「廃炉作業の前線基地」として存続する他ないと認めざるを得なかったことを意味するものと言わざるを得ません。

(8) 地域のアイデンティティの喪失の危機及び地域の分断

富岡町が作成した災害記録(「東日本大震災・原子力災害の記憶と記録」甲B242)には、原発事故前から脈々と引き継がれてきた地域のアイデンティティが失われかねないことへの危機意識がありありと示されています。多くの住民が帰還をしない、また帰還を決められない中、地域の再生はおろか、このままでは富岡町や双葉郡の成り立ちすらわからなくなってしまう、双葉郡地域を語る起点が「2011年の原発事故」に一元化されてしまうのではないかと、という危機意識です。

また、原発事故による避難生活の中で、富岡町からの避難をひた隠しにする等、ふるさとを肯定的に語れなくなってしまっているという悩みも語られています。

さらに、富岡町は避難指示の再編により地域の分断がなされ、町民間の格差が生じないようなされた町の働きかけにもかかわらず、地域毎の賠償額の格差が生じてしまいました。富岡町には賠償格差による地域の分断ももたらされてしまったのです。

このように、原発事故は、富岡町の地域のアイデンティティを消滅の危機にさらし、その歴史や積み重ねを奪い、また、賠償格差により富岡町民のふるさとの分断という事態ももたらしたのです。

4 最後に

以上の通り、双葉、浪江、富岡町の現状は、未だ復興と呼ぶにはほど遠いものであって、あたかも被害が減少し、復興が順調に進んでいるかのごとく述べる被告東電の主張は、いずれも失当と言わざるを得ないものです。

以上

群馬訴訟控訴審で国側が暴論を展開 「避難者の存在は、住民の心情を害する」

福島原発損害賠償請求・群馬訴訟では、2017年3月17日、前橋地裁が国と東電の過失責任を認める判決を言い渡しましたが、被告・原告ともに控訴し、現在、東京高裁で審理が続いています。

そして2019年9月17日に開かれた群馬訴訟控訴審第7回期日で、被告国は

「自主的避難対象区域は、本件事故後の年間積算線量が20ミリシーベルトを超えない地域であり、健康被害が懸念されるレベルのものではないにもかかわらず、平成24年1月以降の時期において居住に適さない危険な区域であるというに等しく自主的避難対象区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって、容認できない」という暴論を展開しました

(「原子力損害賠償群馬弁護団」のHPを参照→

<https://gunmagenpatsu.bengodan.jp/>)

国は事故前には一般人の年間被ばく限度を1ミリシーベルトとしていたのを、事故後に一方的に20ミリシーベルトに引き上げました。20ミリシーベルト以下という数値は、国際放射線防護委員会(ICRP)が「職業被ばく状況における拘束値」としたもので、避難者がこうした状況と健康被害を懸念して避難を選択することには十分な合理性・必然性があります。そもそも大量の避難者が生じた原因は、「絶対安全」をう

たっていた原発の過酷事故が原因であり、被害者である避難者に賠償を認めることが、「我が国の国土に対する不当な評価となる」などと主張することは、責任転嫁の開き直りと断罪せざるを得ません。

自らの責任を回避し被害者をおとしめる国側の暴論を、各地の訴訟で批判し論破していきましょう。

避難者の住まいと人権裁判を支援する会結成へ

(*以下の記事は、福島原発かながわ訴訟を支援する会「ふくかな通信」より転載しました)

国家公務員宿舎に入居している福島原発避難者に対して、福島県が退去と家賃2倍相当の「損害金」支払いを迫り、5世帯に対しては「調停不調」を理由に退去を求める裁判を起こすとしている問題で、「避難者の住まいと人権を守ろう」と呼びかける集会在10月26日、東京・文京区民センターで開かれました。

集会には、対象とされている避難者のほか、支援の弁護士など120人が参加。

7月以降毎月「損害金」の請求書を送り付けられている父親は、「なぜ、子どもが福島県に帰れないのか、わかろうとしない」と国・福島県に対する怒りをぶつけました。

また、提訴対象とされている男性は、「都営住宅に8回も応募したが、入れない。調停でも何とか住まいを確保できるよう訴えたが聞き入れられず、打ち切られた」と実情を訴えました。

「損害金」請求問題で、当事者の相談に当たっている7人の弁護士を代表して井戸謙一弁護士は、「避難者は施しを求めているのではない。住宅の確保は権利だ」という認識を持ってほしい。法的にも疑義のあるこのような政策に加担することは、一人の国民としても見過ごせない」とあいさつ。

集会は「(危機を伝える)カナリアを鳴き止ませてはならない」とのアピールを採択、11月中をめどに「避難者の住まいと人権裁判を支援する会」を結成することを確認しました。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2019/3/30現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ 代表	小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	山田 昭次	立教大学名誉教授 (日本近代史)
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長	渡邊 泉	東京農工大学准教授

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援) ▶ ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582